
ホットニュース(平成11年度／第18号)

●今月の業界ホットニュース／～TDM東京行動プラン～

7月末に東京都交通需要マネジメント会議で石原知事に意見報告書が手渡された。知事選での公約マターでもあり、この意見報告書を踏まえて都ではTDM東京行動プランの策定に向けて検討を進めている。

意見書では東京に相応しい施策の柱として、1)交通を円滑にするための道路・公共交通機関の整備、2)交通需要を調整する手法の推進、3)交通空間に人間性を活かす施策、4)事業を支える都民・事業者・行政の協働のしくみづくりなどがあげられている。

昨年度にモデル実験を行ったように、短期的に取り組めるものから、時間をかけながら合意形成を図りつつ、プルアンドプッシュの施策を有効に組み合わせていく必要があるものなど総合的に展開することになるだろうが、石原知事は「私は短気なので悠長なことを待ってられない」と発破をかけており、東京行動プランの内容に期待がかかるところである。

このところ東京TDMを初め、電気自動車共同利用（豊田、横浜）や自転車優先のまちづくり（古河）など、脱クルマによる渋滞解消・環境にやさしいまちづくりの動きが活発化しつつあり、都市構造の再編を含めて21世紀のサステナブルな都市づくりの土壌が育ちつつあるように思う。

(代表取締役 堀田紘之)

●公共事業の経済評価の難しさ

以前から何度かこのホットニュースにおいて公共事業の経済的評価について取り上げてきた。我が国は成熟社会を迎え、また、経済的にも低成長時代へと突入している。こうした中、市民意識の高まりや行政のアカウンタビリティの向上といった観点から、公共事業によってもたらされる便益を貨幣価値として経済的に評価することへの必要性には疑問の余地がない。

近年、各種公共事業において、その経済的評価についての手法の研究が進み、所管官公庁から「〇〇事業経済評価マニュアル」なるものも各種出されている。これらを俯瞰すると、それぞれ十分な検討が為されており、事業の特性に合致した評価手法を用いて評価を行っている。

しかし、こと「評価値の実感」（妥当性ではないことに注意）になると、一市民の感覚としてどのように受け止められるであろうか。公共事業の総投資額（いわゆるC）は非常に大きいものであるし、また、それによる便益・効果（いわゆるB）もまた大きいものである。B/Cとしてそれなりの評価ができてきたとしても、一般市民としては身近な問題としてうまく捉えられていないのではないだろうか。

公共事業は税金が投入されて行われるものであるが、我が国の一般的な市民は「自分がいくら税金を納めているのか。」という根本的な部分での意識の欠如がある。これは、市民に責があるものではなく、戦時下より軍事費確保のために始められた「給与天引き制度」に原因の一端があるように思われる。つまり、納税者の大多数を占めるサラリーマンは自分の支払っている税額を正確に把握しておらず、また、そのために税金の使途及びその金額に対して実感が伴わないのである。

こうした部分で市民意識の改革が為されなければ、せっかく行っている公共事業の経済的評価の意味が薄れてしまい、本当の意味での「市民参加のまちづくり」が実現できないのではないかとの問題意識を持っている。今後、こうした部分について、コンサルタントとしての社会的責務が存在するのではないかと考えている。

(第二計画室長 坂本敦彦)

●大規模開発地区関連交通計画マニュアルが改訂されました！

これまで、大規模開発等の関連交通計画策定に広く活用されてきた「大規模開発地区関連交

通計画検討マニュアル(案)」(以下、マニュアルという)がこの度、(案)が取れて改訂されました。

改訂の内容は、今年6月に通産省より公表された大規模小売店舗立地法(以下、大店立地法という)運用指針とマニュアルとの活用方法を明確にしていること、蓄積されたデータに基づき商業施設の発生集中交通量の標準的な値の見直しを行っていることである。

特に、商業施設の発生集中単単位は、新しく施設立地都市により区分しており立地特性を考慮した設定値とされている。

近年の経済・産業構造の転換に伴い、企業が所有している大規模敷地などの土地利用転換が活発な中で、周辺交通基盤と土地利用計画との整合を図りながら、事前の交通検討を行うことはますます重要となってきている。

そのため、今回の改訂されたマニュアルや大店立地法指針を旨く活用しながら、良好な都市環境実現に向けて業務を行っていくことが我々計画者に求められている。

また、マニュアルとは別に細かい解説などが整理されている大規模開発地区関連交通計画マニュアルの解説も書籍として発売されています。

(第五計画室 坂本裕之)

=====

●TMO・・・(T)とても(M)もんだい(O)おおいです・・・

=====

弊社も、中心市街地活性化法にあやかって、これまでにJ市、I市を手がけ、さらに今年度はK市、またまた、間もなく提出するプロポーザルがウケればM町の基本計画のお手伝いをする状況にある。

これまでの経験で判ったことは、基本計画は比較的すなりと(いや・・・四苦八苦しますが・・・)位置づけられるのであるが、これが実現段階を見据えた時点で、我々コンサルが一番聞きたくない言葉・・・そう!あの悪魔のささやき「絵に描いた餅!・・・」になりかねないということだ。

原因は事業化検討でTMO構想そしてTMO基本計画が待ちかまえているためである。言い訳するが、「これらの調査が苦手」、「やりたくない」という理由からでは無い。問題は、TMOの承認を受ける団体、組織化及びこれらが行うTMO事業が、そう易々と決められるものではないと言うことにある。

9月13日現在で、基本計画の提出は170市町村、そのうちTMOの承認を受けた団体は僅かに25にすぎない。25団体のうち約半数は商工会議所が担っている。TMO事業内容を見ても、これまでの会議所の活動のお茶を濁しているようなものが多く感じられる。また、商工会議所としても中心市街地(と位置つけたエリア)の商業者だけを相手にしている訳ではないので、そのへんのコンセンサスを如何に形成していくかが問題となる場合もある。TMOを受け持って逆に商工会議所としての活動がしにくくなるなんて言うことは本末転倒である。

さらに、会議所の職員にもかなりの負担がかかるのが実状のようであり、何も下地が無い時点から大きなプロジェクトを手がけるには金も人も無理がある。では、専従職員を組み込むとすると、持続的にTMOが収益をあげていなければならない。

いづれにしても、一つの会社を作るようなものであるから、年度ごとの予算と調査チームといった行政的枠組みの中でこれらの運びが、そう易々と行くはずがないのもあたりまえである。

(第三計画室 海口晴彦)

アルメックホットニュース(平成11年9月15日発行)

////////////////////////////////////